

三、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額。

- (1) 未滿 20 歲者；
- (2) 已滿 20 歲，因在校就學受納稅義務人扶養者；
- (3) 已滿 20 歲，因身心殘障受納稅義務人扶養者；
- (4) 已滿 20 歲，因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於上列規定條件者，計有： 人

姓 名	稱謂	出 生 年月日	身 分 證 統一編號	符合之 條 件	姓 名	稱謂	出 生 年月日	身 分 證 統一編號	符合之 條 件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

四、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人之其他親屬或家屬，合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額，但受扶養者之父或母如屬第 4 條第 1 項第 1 款及第 2 款之免稅所得者，不得列報減除。

- (1) 合於民法第 1114 條第 4 款未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。
- (2) 合於民法第 1123 條第 3 項未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。

姓 名	稱謂	出 生 年月日	身 分 證 統一編號	符合之 條 件	姓 名	稱謂	出 生 年月日	身 分 證 統一編號	符合之 條 件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

附註：民法第 1114 條：左列親屬互負扶養之義務

- 一、直系血親相互間。
- 二、夫妻之一方與他方父母同居者其相互間。
- 三、兄弟姐妹相互間。
- 四、家長家屬相互間。

民法第 1123 條：家置家長

- 同家之人除家長外均為家屬。
- 雖非親屬而以永久共同生活為目的同居一家者視為家屬。

薪資受領人 _____ 填報日期 _____
(簽章)

註：本表格可自行放大影印使用。